

那 都 第 13 号
令和 6 年 4 月 15 日

茨城県行政書士会長 様

那珂市長 先 崎 光
(公印省略)

空き家の利用により市街化調整区域における
既存集落の維持を図るための条例改正について（周知）

平素より、当市の都市計画行政に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当市では令和6年4月1日付けで別紙のとおり、那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例等の一部改正を行いましたのでお知らせします。

なお、改正内容については別紙をご確認ください。また、那珂市ホームページにも掲載していますので参考にご覧ください。

お問い合わせ先
那珂市 建設部 都市計画課
開発指導室 小田内
TEL：029-298-1111（内線 359）
FAX：029-298-0112
<https://www.city.naka.lg.jp/>

別紙

●改正の目的

近年、人口減少や高齢化の進行等により空き家が増加することが見込まれており、市街化調整区域内の既存集落における地域コミュニティの維持を目的として空き家を利用した移住・定住の促進を図るため、自己用住宅等を専用住宅へ用途変更を認める条例等の改正を行いました。

●施行日

令和6年4月1日

●対象とする既存住宅の要件

以下のいずれにも該当する住宅であること

○農業を営む者の住宅または一身専属的な許可（既存集落、世帯分離など）を受けた住宅

○10年以上継続して法に適合しており、かつ、現在も適合している空き家

○市が空き家と確認した住宅

※以下の住宅は対象外

- ・区域指定内
- ・本要件の許可を受ける前に相続以外で所有権が移転している住宅
- ・併用住宅

●申請手続き

法第29条許可が取られている住宅 → 法第42条許可申請

法第29条許可が取られていない住宅 → 法第43条許可申請

※本要件の許可申請には空き家確認書を添付する必要があります。

交付については当市ホームページか、担当までお問い合わせください。

●用途変更

自己用住宅 → 専用住宅

※専用住宅への用途変更後であれば、売買・賃貸が可能

●条例等の改正条項

・那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例に第5条第8号を追加

・那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則に第16条を追加

・那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例及び施行規則の運用基準に第42条を追加

●お問い合わせ先

開発行為や建築許可について	都市計画課開発指導室
空き家について	都市計画課都市計画グループ